



はたらく みんなの 助けあい

# 出版共済 ご案内

2020年 改訂版



日本出版労働組合連合会共済会

# はたらくみんなの 助けあい それが出版共済です。



共済イメージキャラクター  
『のびるん』

## 労働組合・労働者のみなさん。

出版関連産業の産業別労働組合である出版労連が、労働組合の福利厚生活動の一つである共済活動を担うことで、労働者の団結権をより豊かに発展させ、組合員とその家族の生活を守ることができます。

## 出版共済の各種共済制度は 労働組合員とその家族のための備えとなる 助けあいの制度です。

みなさんが出版共済に加入することで、出版産業に働く仲間を守る”助けあいの輪”を大きく広げることにつながります。

## 出版共済の大切な思い

- 営利を目的にしません。保障と経費の割合は 7 : 3 だから小さな掛金で大きな保障を実現します。
- 業種・職種・企業規模・雇用形態の枠を超えてみんなで助けあう共済です。
- 助けあいの 5 原則「自主・民主・公開・原価・連帯」を軸に運営しています。
- 大型給付にも耐えられる、共済推進協議会との「助けあい機能」があります。
- 共済活動は労働組合の財政活動にも貢献します。

## 共済制度について

出版共済には「組織加入共済」があります。出版共済に加入するときは、まず、当該の労働組合が組合員全員で同じ種目、同じ口数で「組織加入共済」に加入します。

そのうえで、組合員本人やその家族がそれぞれのニーズに合った「個人加入共済」に加入することができます。

### 組織加入共済

- 労働組合活動事故見舞共済 (全員加入型)
- 慶弔共済
- 組織・生命共済
- 組織・医療共済
- 組織・交通災害共済

### 個人加入共済

- 個人・生命共済
- 個人・医療共済
- 個人・引受基準緩和型医療共済 (緩和型共済)
- 個人・交通災害共済
- シニア生命共済 (継続型)
- シニア医療共済 (継続型)
- 火災共済

(これらを組み合わせたセット共済もあります。詳しくはP10～11をご参照ください)

### 他の共済・保険会社と 提携し実施している制度

- 自動車共済 (全国5つの自動車共済協同組合)
- 行事スポット保険 (チャプ損害保険)
- 年金共済 (大同生命・太陽生命・住友生命・日本生命)
- 自転車保険 (東京海上日動火災保険)

## こんな制度があります（提携事業）

### 年金共済

- 退職後の安心と将来のためにコツコツ貯める拠出型企業年金保険です。
- 2つのコースから選べます。どちらかでも、両方のコースでも加入できます。

#### Aコース（個人年金保険料控除）

少額でも年金で受け取りたい方におすすめ。

#### Bコース（生命保険料控除）

途中で資金を受け取ることや、余裕がある時に一時払で積み増しが可能。

- 月々 5,000円の掛金から加入できます。  
月払・半年払掛金は途中で増減できます。
- 募集は年2回  
5月15日締切 → 8月1日加入  
11月15日締切 → 翌年2月1日加入
- 途中で脱退しても、一時金が受け取れます。  
（加入後、一定期間は、脱退一時金が掛金を下回ります）
- 年金受取方法は4種類

5年確定年金

10年確定年金

20年確定年金

15年保証終身年金

年金請求時に選択できます。

※5年確定はBコースのみ。

※詳しくは年金共済のパンフレットをご参照ください。



### 自動車共済

- 家計にやさしい掛金！（団体割引あり）
- 各種基本補償のほか、弁護士費用特約、ロードサービスなどの特約も充実！
- 等級別割引・割増の継承可能！
- 全国どこでも24時間事故受付！
- 組合員の立場で示談交渉



### 行事スポット保険

- レクリエーション、国内旅行、海外旅行や組合行事に
- 組合員とその家族なら誰でも加入できます

※詳しくは、行事スポット保険のパンフレットをご請求ください。

### 自転車保険

- 1年間5,100円の掛け金で家族全員の補償
- 個人賠償責任保険最高1億円  
安心の示談交渉つき ※日本国内のみ
- 入院保険金6,000円/日、  
死亡保険金400万円
- 募集は年2回

5月15日締切 → 7月1日16時～加入

11月15日締切 → 12月1日16時～加入

・引受保険会社：東京海上日動火災保険株式会社

※詳しくは、自転車保険のパンフレットをご参照ください。



合わせて  
加入しよう！

### 個人・交通災害共済

万一の交通事故に備えて、家族一人一人が個人・交通災害共済にも合わせて加入することをおすすめします。

※詳しくは、P7をご参照ください。

※OB友の会加入者が、自転車保険に加入する場合、個人・交通災害共済に2口以上ご加入ください。

# 組織加入共済

- 組合員全員で加入する制度です。
- 複数の制度を組み合わせることで加入でき
- 組織のニーズにあった制度をお選び



労働組合で  
共済会を結成するには、  
組合員全員で同じ種目・一律の口数で  
組織加入共済制度に加入して  
いただきます。

## 労働組合活動事故見舞共済

【全員加入型】

労働組合の機関決定で行っている国内での諸会議や組合主催の行事※等に参加中（いずれも往復途中含む）の事故に対する保障制度です。

※危険度が高い運動行為は除く

●掛金 月10円/1口 ●加入口数 2～10口

●こんな給付があります（1口あたり）

年齢制限なし

| 共済金の種類 |                                                         | 共済金額          |
|--------|---------------------------------------------------------|---------------|
| 死 亡    | 労働組合活動中の事故を直接の原因とする事故の日から180日以内の死亡                      | 100万円         |
| 障 害    | 労働組合活動中の事故を直接の原因とする事故の日から180日以内の身体障害、労災保険法「障害等級表」1級～14級 | 100万円<br>～4万円 |
| 入 院    | 労働組合活動中の事故を直接の原因とする事故の日から180日以内に始まる入院（1日～180日）          | 日額 500円       |
| 実通院    | 労働組合活動中の事故を直接の原因とする事故の日から180日以内の実通院（1日～90日）             | 日額 250円       |

●注意

●[入院+実通院(90日限度)]の場合は合計180日が限度です。

## 慶弔共済

組合員や家族のお祝いごとや不幸等に際し、お祝い金・お見舞金を給付する制度です。

●掛金 月100円/1口 ●加入限度口数 10口

●こんな給付があります（1口あたり）

年齢制限なし

| 共済金の種類 |           |                          | 共済金額           |
|--------|-----------|--------------------------|----------------|
| 死亡弔慰金  | 本人死亡      | 加入者が死亡した時                | 3万円            |
|        | 家族死亡      | 同居の家族および二親等以内の親族         | 5,000円         |
| お祝い金   | 結 婚       | 加入者が結婚をした時               | 5,000円         |
|        | 出 産       | 加入者に子が生まれた時              | 5,000円         |
|        | リフレッシュ共済金 | 加入10年（受給経験のない人）<br>勤続25年 | 5,000円         |
| 退職餞別金  |           |                          | 1万円（受給経験なし）    |
|        |           |                          | 5,000円（受給経験あり） |





ます。  
ください。

1口単位で  
加入ができます。

入院は1日から、  
安静休業は連続7日以上から  
給付されます。

## 組織・生命共済

病気や不慮の事故による  
死亡・重度障害などに対する保障制度です。

- 掛金 月37円/1口 ●加入限度口数 30口
- 健康告知は不要です
- こんな給付があります(1口あたり) (加入年齢65歳未満)

| 基本契約                               |      |
|------------------------------------|------|
| すべての死亡<br>重度障害<br>(1・2級と3級の2・3・4号) | 10万円 |



不慮の事故の場合は以下の傷害特約も対象となります。

| 傷害特約   |                                                    |                 |
|--------|----------------------------------------------------|-----------------|
| 共済金の種類 |                                                    | 共済金額            |
| 死 亡    | 不慮の事故を直接の原因とする事故の日から180日以内の死亡                      | 10万円            |
| 障 害    | 不慮の事故を直接の原因とする事故の日から180日以内の身体障害、労災保険法「障害等級表」1級～14級 | 10万円<br>～4,000円 |
| 災害入院   | 不慮の事故を直接の原因とする事故の日から180日以内に始まる入院(1日～180日)          | 日額 100円         |

- 注意
- 「健康告知」の必要はありません。
- 共済事由の原因となる傷病の発生日が、新規加入の発効日以前または、不詳の場合には、共済金を削減する場合があります。



## 組織・医療共済

病気や不慮の事故による  
入院・安静休業に対する保障制度です。

- 掛金 月100円/1口 ●加入限度口数 5口
- 健康告知は不要です
- こんな給付があります(1口あたり) (加入年齢65歳未満)

| 共済金の種類 |             | 共済金額    |
|--------|-------------|---------|
| 入院     | 1日以上180日限度  | 日額 500円 |
| 安静休業   | 連続7日以上90日限度 | 日額 250円 |

- 注意
- 「健康告知」の必要はありません。
- 給付基準日数に達したとき、入院や安静休業の第1日目から給付します。
- [安静休業]とは医師が「労務不能または安静加療が必要」と診断し、かつ、仕事を休業した期間をいいます。(無職の方や学生の場合は、連続7日以上安静加療期間中の実通院日が対象となります)
- [入院+安静休業(90日限度)]の場合は合計180日が限度です。
- 新規加入より1年以内の共済事由は給付限度日数が給付基準の50%になります。
- 共済事由の原因となる傷病の発生日が、新規加入の発効日以前または、不詳の場合には、共済金を削減する場合があります。

## 組織・交通災害共済

国内での交通事故による死亡・身体障害・入院・実通院に対する保障制度です。

- 掛金 月50円/1口 ●加入限度口数 5口
- こんな給付があります(1口あたり) (年齢制限なし)

| 共済金の種類 |                                                   | 共済金額          |
|--------|---------------------------------------------------|---------------|
| 死 亡    | 交通事故を直接の原因とする事故の日から180日以内の死亡                      | 100万円         |
| 障 害    | 交通事故を直接の原因とする事故の日から180日以内の身体障害、労災保険法「障害等級表」1級～14級 | 100万円<br>～4万円 |
| 入 院    | 交通事故を直接の原因とする事故の日から180日以内に始まる入院(1日～180日)          | 日額 1,500円     |
| 実通院    | 交通事故を直接の原因とする事故の日から180日以内の実通院(1日～90日)             | 日額 500円       |

- 注意
- [入院+実通院(90日限度)]の場合は合計180日が限度です。
- 被共済者が、職業上タクシー・ハイヤー搭乗中に交通事故が発生したときは、5口を限度に共済金を支払います。(個人・交通災害共済にも加入している場合、合計5口が限度)

## 1 組織共済 組み合わせ例①慶弔・医療・交通災害の総合型

組合事故見舞 20円(2口) + 慶弔共済 100円(1口) + 組織・医療 400円(4口) + 組織・交通災害 100円(2口) = 月額掛金 620円 / 1人

このセットで以下の給付内容になります。

| 共済金の種類 |                                                       | 共済金額                                     |           |
|--------|-------------------------------------------------------|------------------------------------------|-----------|
| 本人死亡   | 交通事故を直接の原因とする事故の日から180日以内の死亡                          |                                          | 200万円     |
|        | 組合活動中の事故を直接の原因とする事故の日から180日以内の死亡                      |                                          |           |
| 弔慰金    | 本人死亡                                                  | 加入者が死亡したとき                               | 3万円       |
|        | 家族死亡                                                  | 同居および二親等以内の親族の死亡                         | 5,000円    |
| 入院     | 病気や不慮の事故                                              | 1日以上180日限度                               | 日額 2,000円 |
|        | 組合活動中の事故を直接の原因とする事故の日から180日以内に始まる入院                   | 1日以上180日限度                               | 日額 3,000円 |
|        | 交通事故を直接の原因とする事故の日から180日以内に始まる入院                       | 1日以上180日限度                               | 日額 5,000円 |
| 障害     | 交通事故を直接の原因とする事故日から180日以内の身体障害、労災保険法「障害等級法表」1級～14級     |                                          | 200万円～8万円 |
|        | 組合活動中の事故を直接の原因とする事故日から180日以内の身体障害、労災保険法「障害等級法表」1級～14級 |                                          |           |
| 安静休養   | 連続7日以上90日限度                                           |                                          | 日額 1,000円 |
| 実通院    | 組合活動中の事故を直接の原因とする事故の日から180日以内の実通院                     | 1日以上90日限度(入院+実通院(90日限度))の場合は合計180日が限度です。 | 日額 500円   |
|        | 交通事故を直接の原因とする事故の日から180日以内の実通院                         | 1日以上90日限度(入院+実通院(90日限度))の場合は合計180日が限度です。 | 日額 1,000円 |
| お祝い金   | 結婚                                                    | 加入者が結婚したとき                               | 5,000円    |
|        | 出産                                                    | 加入者に子どもが生まれた時                            |           |
|        | リフレッシュ休暇                                              | 加入10年(受給経験がない人)                          | 5,000円    |
|        |                                                       | 勤続25年                                    | 5,000円    |
| 餞別金    | 退職                                                    | 加入3年以上で給付なしの場合                           | 10,000円   |
|        |                                                       | 加入3年以上で給付ありの場合                           | 5,000円    |

組合財政がきびしい場合は、1口当たりの掛金が安い組合事故見舞(2口20円)と慶弔共済(1口100円)を組み合わせるのもいいですね！



組織共済種目の一部は、年齢制限を設けています。

組織加入共済の組み合わせの中に年齢制限のある種目が組み込まれている場合は、年齢に達した方はその共済会を抜けていただく必要があります。

高齢まで働く人が多い職場もあるよね。



そんな時は…

## 2 組織共済 組み合わせ例②生命・医療に特化型

組合事故見舞 20円(2口) + 組織・生命 185円(5口) + 組織・医療 300円(3口) = 月額掛金 505円 / 1人

このセットで以下の給付内容になります。

| 共済金の種類  |                           | 共済金額      |
|---------|---------------------------|-----------|
| 死 亡     | 病気                        | 50万円      |
|         | 組合活動以外の不慮の事故              | 100万円     |
|         | 組合活動中の不慮の事故               | 300万円     |
| 障 害     | 病気による重度障害(1・2級と3級の2・3・4号) | 50万円      |
|         | 組合活動以外の不慮の事故による障害(1～14級)  | 100万円～2万円 |
|         | 組合活動中の不慮の事故による障害(1級～14級)  | 300万円～8万円 |
| 入 院     | 病気による入院(日額)               | 1,500円    |
|         | 組合活動以外の不慮の事故(日額)          | 2,000円    |
|         | 組合活動中の不慮の事故(日額)           | 3,000円    |
| 安 静 休 業 | 病気、不慮の事故(組合活動中を含む)(日額)    | 750円      |
| 実 通 院   | 組合活動中の不慮の事故(日額)           | 500円      |

年齢制限の無い種目(組合事故見舞、組織交通災害共済)を組み合わせた『もう一つの共済会』を立ち上げることで解決できます！





## 主な免責事項

免責に関しては、ここに列記したものの他、各共済事業規約・細則の定めにもとづいて運営されます。

ご加入前に  
必ずお読み下さい

### 生命・医療・交通災害・火災

#### 生命共済

##### 第28条 (基本契約にかかわる共済金を支払わない場合)

- この会は、次の各号のいずれかに該当する場合には、死亡共済金・重度障害共済金を支払わない。
- (1) 共済契約者や被共済者または共済契約代表者あるいは共済金受取人が、共済金支払請求に関して、この会が求める書類または調査に対し、正当な理由なくこれを拒否し、または書類に不実を記載し、あるいは書類を変造したとき。
  - (2) 被共済者または共済金受取人の故意または重大な過失によるとき。
  - (3) 被共済者が、発効日から1年以内に自殺したとき。(組織・生命共済を除く)
  - (4) 被共済者が、自らの犯罪行為により死亡し、この会が共済金の支払を適当でないと認めたとき。
  - (5) 共済金受取人が故意に被共済者を死亡させたとき。ただし、その者が共済金の一部の共済金受取人である場合には、共済金からその者が本来受け取るべき共済金額を差し引いた残額を、他の共済金受取人に支払う。
  - (6) 共済契約者が、故意または重大な過失により、被共済者(共済契約者と同一人である場合を除く)を死亡させたとき。
2. 前項各号に該当して、すでに支払われた共済金がある場合には、この会はその返還を求めることができる。

##### 第29条 (傷害特約にかかわる共済金を支払わない場合)

- この会は、次の各号のいずれかに該当する場合には、傷害特約にかかわる共済金を支払わない。
- (1) 共済契約者や被共済者または共済契約代表者あるいは共済金受取人が、共済金支払請求に関して、この会が求める書類または調査に対し、正当な理由なくこれを拒否し、または書類に不実を記載し、あるいは書類を變造したとき。
  - (2) 被共済者または共済金受取人の故意または重大な過失により事故が発生したとき。ただし、その共済金受取人が共済金の一部についての受取人の場合、共済金額から該当する金額を控除し、残額を他の共済金受取人に支払う。
  - (3) 被共済者または共済金受取人の自殺行為により事故が発生したとき。
  - (4) 被共済者または共済金受取人の犯罪行為または私闘行為により事故が発生したとき。
  - (5) 運転者同乗者が被共済者の場合で、無資格運転、飲酒運転により事故が発生したとき。
  - (6) 運転者が被共済者の場合で最高速度違反(時速30km(高速道路の場合は時速40km)以上の速度超過)、信号無視(踏切警報機の警報無視含む)で事故が発生したとき。また、未整備車両を承知のうえで運転したことにより事故が発生したとき。
  - (7) 原因のいかんを問わず頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰痛痛で他覚所見の認められないもの。
  - (8) 被共済者の脳疾患・心疾患等の疾病、精神障害、泥酔、薬物依存等により事故が発生したとき。
2. 共済期間の途中で、共済契約を解約した場合、第3条(共済事由)に定められた共済事由のうち、解約日を超えたものについては、共済金の支払い対象としない。なお、共済期間内に始まる入院の場合も、解約日以降の期間は支払い対象としない。
3. 前第1項各号および第2項に該当して、すでに支払われた共済金がある場合には、この会はその返還を求めることができる。

#### 医療共済

##### 第27条 (共済金を支払わない場合)

- この会は、次の各号に掲げる事実が発生したときは、共済金を支払わない。
- (1) 共済契約者や被共済者または共済契約代表者あるいは共済金受取人が、共済金支払請求に関して、この会が求める書類または調査に対し、正当な理由なくこれを拒否し、または書類に不実を記載し、あるいは書類を變造したとき。
  - (2) 被共済者または共済金受取人の故意または重大な過失によるとき。
  - (3) 被共済者または共済金受取人の犯罪行為によるとき。
  - (4) 原因のいかんを問わず、「頸部症候群」(いわゆる「むちうち症」)または腰痛痛で他覚所見の認められないものによるとき。
  - (5) 正常妊娠・分娩によるとき。
  - (6) 被共済者の薬物依存症または薬物依存等により生じた傷病によるとき。ただし、アルコール依存症およびアルコール依存により生じた傷病については、同一被共済者について、一回限りの支払いとする。
2. 共済期間の途中で、共済契約を解約した場合は、第3条(共済事由)が共済期間内に始まっていても、解約日を超えた期間については、支払い対象としない。
3. 前第1項各号および第2項に該当して、すでに支払われた共済金がある場合には、この会はその返還を求めることができる。

#### 交通災害共済

##### 第28条 (共済金を支払わない場合)

- この会は、次の各号に掲げる事実が発生したときは、共済金を支払わない。
- (1) 共済契約者や被共済者または共済契約代表者あるいは共済金受取人が、共済金支払請求に関して、この会が求める書類または調査に対し、正当な理由なくこれを拒否し、または書類に不実を記載し、あるいは書類を變造したとき。
  - (2) 被共済者または共済金受取人の故意または重大な過失により事故が発生したとき。ただし、その共済金受取人が共済金の一部についての受取人の場合、共済金額から該当する金額を控除し、残額を他の共済金受取人に支払う。
  - (3) 運転者および同乗者が被共済者の場合で、無資格運転、飲酒運転により事故が発生したとき。
  - (4) 運転者が被共済者の場合で最高速度違反(時速30(高速道路40)km以上の速度超過)、信号無視(踏切警報機の警報無視含む)で事故が発生したとき。また、未整備の車両を承知のうえで運転したことにより事故が発生したとき。
  - (5) 被共済者または共済金受取人の犯罪行為または私闘行為により事故が発生したとき。
  - (6) 地震、噴火、津波、洪水、暴風雨その他これに類する天災により事故が発生したとき。
  - (7) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類する非常の出来事により事故が発生したとき。

- (8) 核燃料物質、もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性、またはこれらの特性によって事故が発生したとき。
  - (9) 原因のいかんを問わず、「頸部症候群」(いわゆる「むちうち症」)または腰痛痛で他覚所見の認められないものによるとき。
  - (10) 試運転、訓練、競技、興行中に事故が発生したとき。
  - (11) 船舶乗組員、漁夫、船頭等の職務としての船舶搭乗中に事故が発生したとき。
  - (12) 被共済者が職務として以下の作業に従事し、当該作業に直接起因する事故が発生したとき。
    - ① 荷役作業。交通乗用具への荷物の積込、積卸しおよび交通乗用具上における荷物の整理、調整等一連の作業を含む。
    - ② 交通乗用具の修理、点検、整備、清掃作業。
  - (13) 航空運送事業者が路線を定めて運航する航空機以外の航空機を被共済者が操縦している間またはその航空機に搭乗することを職務とする被共済者が職務上搭乗している間に事故が発生したとき。
  - (14) 被共済者が次に掲げる航空機のいずれかに搭乗している間に事故が発生したとき。
    - ① グライダー
    - ② 飛行船
    - ③ 超軽量動力機
    - ④ ジャイロプレーン
  - (15) 被共済者の脳疾患・心疾患等の疾病、精神障害または薬物依存等により事故が発生したとき。
  - (16) 公的機関等の第三者が発行する事故証明書等が提出できないとき。
2. 共済期間の途中で、共済契約を解約した場合、第3条(共済事由)に定められた共済事由のうち、解約日を超えたものについては、共済金の支払い対象としない。なお、共済期間内に始まる入院の場合も、解約日以降の期間は支払い対象としない。
3. 前第1項各号および第2項に該当して、すでに支払われた共済金がある場合には、この会はその返還を求めることができる。

#### 火災共済

##### 第36条 (共済金を支払わない場合) ※借家人賠償責任共済金を除く

- この会は、次の各号に掲げる事実が発生したときは、共済金を支払わない。
- (1) 共済契約者または共済契約代表者あるいは共済金受取人が、共済金支払請求に関して、この会が求める書類または調査に対し、正当な理由なくこれを拒否し、または不実を記載し、あるいは書類を變造したとき。
  - (2) 共済契約者の故意または重大な過失および犯罪行為により損害が発生したとき。
  - (3) 共済契約者または共済目的所有者の同一世帯に属する親族の故意により損害が生じたとき。
  - (4) 火災等または風水害等に際し、共済目的の紛失、盗難による損害。
  - (5) 原因が直接または間接であると問わず、地震、噴火、津波その他これに類する天災により損害が生じたとき。
  - (6) 原因が直接または間接であると問わず、戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類する非常の出来事により損害が生じたとき。
2. 共済期間の途中で、共済契約を解約した場合、第3条(共済事由)に定められた共済事由のうち、解約日を超えたものについては、共済金の支払い対象としない。
3. 前第1項各号および第2項に該当して、すでに支払われた共済金がある場合には、この会はその返還を請求することができる。

##### 第36条の2 (借家人賠償責任共済金を支払わない場合)

- この会は、次の各号に掲げる事実が発生したときは、借家人賠償責任共済金を支払わない。
- (1) 共済契約者・共済目的所有者ならびにこれらの者と同一世帯に属する親族または共済金受取人などの故意により損害が生じたとき。
  - (2) 風水害および雪・雹害による損害が生じたとき。
  - (3) 共済目的の紛失、盗難による損害が生じたとき。
  - (4) 原因が直接または間接であると問わず、地震、噴火、津波その他これに類する天災により損害が生じたとき。
  - (5) 原因が直接または間接であると問わず、戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類する非常の出来事により損害が生じたとき。
  - (6) 共済契約者・共済目的所有者ならびにこれらの者と同一世帯に属する親族の心身喪失により損害が生じたとき。
  - (7) 借戸室の改築、増築、取りこわし等の工事。
  - (8) 共済契約者または、共済目的所有者ならびにこれらの者と同一生計の親族が業務中に使用していた際に、損害が生じたとき。
  - (9) 借戸室の自然の消耗による劣化、性質による蒸れ、変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、ひび割れ、剥がれ、肌落ち、発酵または自然発熱その他類似の事由、ねずみ食いまたは、虫食いなどが起因し発生した損害。
  - (10) 借戸室のすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、落書き、ゆがみ、たわみ、へこみその他単なる外見上の損傷または、汚損であって、借戸室が有する機能の喪失または低下を伴わない損害。
  - (11) 差押え、収用、没収、破壊等または公共団体の公権力の行使によって生じた損害。
  - (12) 土地の沈下、または移動または隆起によって生じた損害。
  - (13) 借戸室を貸主に引き渡す際に発見された次のいずれかに該当する損害。
    - ① 補修、交換、張替え等の対象となった損壊
    - ② 清掃等の対象となった損壊
  - (14) 借戸室の貸主との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任。
  - (15) 借戸室を貸主に引き渡した後に発見された、借戸室の損壊に起因する損害賠償責任。
2. 共済期間の途中で、共済契約を解約した場合、第3条(共済事由)に定められた共済事由のうち、解約日を超えたものについては、共済金の支払い対象としない。
3. 前第1項各号および第2項に該当して、すでに支払われた共済金がある場合には、この会はその返還を請求することができる。



## 税金控除について

出版共済における労働組合が行う自主共済事業は、掛金は所得控除の対象になりません。



## 個人情報について

加入者の個人情報は、法令等で開示が必要な場合を除き、共済業務遂行の目的以外には利用いたしません。



# 個人加入共済

組合員と家族が加入できる制度です。

一人ひとりのニーズにあった制度をお選びください。

## 個人・生命共済

病気や不慮の事故による死亡・重度障害などに対する保障制度です。

### ●掛金（発効日時点の個人の年齢により異なります）

0～25歳未満＝ 月20円/1口

25～40歳未満＝ 月35円/1口

40～65歳未満＝ 月37円/1口

### ●加入限度口数 150口

#### 組合員本人・配偶者

①発効日の年齢が60歳未満の方 …… 最高 150口

②発効日の年齢が60歳以上65歳未満の方 …… 最高 60口

#### 組合員本人・配偶者以外の親族

①発効日の年齢が25歳以上60歳未満の方 …… 最高 150口

②発効日の年齢が60歳以上65歳未満の方 …… 最高 60口

③発効日の年齢が4歳以上25歳未満の方 …… 最高 60口

④発効日の年齢が4歳未満の方 …… 最高 30口

### ●加入できる人

組合員本人、配偶者、同一生計の子ども、同居かつ同一生計の親族

### ●健康告知が必要です

「健康告知事項」に該当する方は新規加入および継続加入時の増口はできません。（7ページ参照）

### ●こんな給付があります（1口あたり）

（加入年齢65歳未満）

#### 基本契約

|                                 |      |
|---------------------------------|------|
| すべての死亡・重度障害<br>(1・2級と3級の2・3・4号) | 10万円 |
|---------------------------------|------|



不慮の事故の場合は以下の傷害特約も対象となります。

#### 傷害特約

| 共済金の種類 |                                                    | 共済金額            |
|--------|----------------------------------------------------|-----------------|
| 死 亡    | 不慮の事故を直接の原因とする事故の日から180日以内の死亡                      | 10万円            |
| 障 害    | 不慮の事故を直接の原因とする事故の日から180日以内の身体障害、労災保険法「障害等級表」1級～14級 | 10万円<br>～4,000円 |
| 災害入院   | 不慮の事故を直接の原因とする事故の日から180日以内に始まる入院（1日～180日）          | 日額 100円         |

1口単位で加入できます。

組織・生命共済と個人・生命共済の加入最高限度を別に設定していますので、より厚い保障が可能です。



### 掛金・共済金一覧表

| 申込口数 | 基本契約                                   | 傷 害 特 約  |                  |             |
|------|----------------------------------------|----------|------------------|-------------|
|      | すべての死亡・重度障害<br>(1・2級と3級の2・3・4号)<br>共済金 | 不慮の事故による |                  |             |
|      |                                        | 死亡共済金    | 障害共済金<br>(1～14級) | 災害入院共済金     |
| 150  | 1,500万円                                | 1,500万円  | 1,500万円～60万円     | ※<br>日額 1万円 |
| 140  | 1,400万円                                | 1,400万円  | 1,400万円～56万円     |             |
| 130  | 1,300万円                                | 1,300万円  | 1,300万円～52万円     |             |
| 120  | 1,200万円                                | 1,200万円  | 1,200万円～48万円     |             |
| 110  | 1,100万円                                | 1,100万円  | 1,100万円～44万円     |             |
| 100  | 1,000万円                                | 1,000万円  | 1,000万円～40万円     |             |
| 90   | 900万円                                  | 900万円    | 900万円～36万円       | 日額 9,000円   |
| 80   | 800万円                                  | 800万円    | 800万円～32万円       | 日額 8,000円   |
| 70   | 700万円                                  | 700万円    | 700万円～28万円       | 日額 7,000円   |
| 60   | 600万円                                  | 600万円    | 600万円～24万円       | 日額 6,000円   |
| 50   | 500万円                                  | 500万円    | 500万円～20万円       | 日額 5,000円   |
| 40   | 400万円                                  | 400万円    | 400万円～16万円       | 日額 4,000円   |
| 30   | 300万円                                  | 300万円    | 300万円～12万円       | 日額 3,000円   |
| 20   | 200万円                                  | 200万円    | 200万円～8万円        | 日額 2,000円   |
| 10   | 100万円                                  | 100万円    | 100万円～4万円        | 日額 1,000円   |
| 1    | 10万円                                   | 10万円     | 10万円～4,000円      | 日額 100円     |

| 申込口数 | 加入年齢と（月額）掛金    |          |              |                 |          |                 |
|------|----------------|----------|--------------|-----------------|----------|-----------------|
|      | 0～25歳未満（1口20円） |          |              | 25～40歳未満（1口35円） |          | 40～65歳未満（1口37円） |
|      | 4歳未満の親族        | 25歳未満の親族 | 25歳未満の本人・配偶者 | 60歳未満           | 60～65歳未満 |                 |
| 150  |                |          | 2,750円       | 5,000円          | 5,300円   |                 |
| 140  |                |          | 2,600円       | 4,700円          | 4,980円   |                 |
| 130  |                |          | 2,450円       | 4,400円          | 4,660円   |                 |
| 120  |                |          | 2,300円       | 4,100円          | 4,340円   |                 |
| 110  |                |          | 2,150円       | 3,800円          | 4,020円   |                 |
| 100  |                |          | 2,000円       | 3,500円          | 3,700円   |                 |
| 90   |                |          | 1,800円       | 3,150円          | 3,330円   |                 |
| 80   |                |          | 1,600円       | 2,800円          | 2,960円   |                 |
| 70   |                |          | 1,400円       | 2,450円          | 2,590円   |                 |
| 60   |                |          | 1,200円       | 2,100円          | 2,220円   |                 |
| 50   |                |          | 1,000円       | 1,000円          | 1,750円   | 1,850円          |
| 40   |                |          | 800円         | 800円            | 1,400円   | 1,480円          |
| 30   |                |          | 600円         | 600円            | 1,050円   | 1,110円          |
| 20   |                |          | 400円         | 400円            | 700円     | 740円            |
| 10   |                |          | 200円         | 200円            | 350円     | 370円            |
| 1    | 20円            | 20円      | 20円          | 35円             | 37円      | 37円             |

●注意 ※災害入院…不慮の事故を直接の原因とする事故の日から180日以内に始まる入院（1日～180日）  
100口を超える部分は、災害入院の共済金が一括1万円となるため、1口あたりの掛金が5円安くなります。

## 個人・医療共済

病気や不慮の事故による  
入院・安静休業に対する保障制度です。

- 掛金 月100円/1口
- 加入できる人 組合員本人、配偶者、同一生計の子ども、同居かつ同一生計の親族
- 加入限度口数 20口 (緩和型と合わせて20口)
- 健康告知が必要で「健康告知事項」に該当する方は新規加入および継続加入時の増口はできません。(右を参照)

●こんな給付があります(1口あたり) **加入年齢65歳未満**

| 共済金の種類 |              | 共済金額    |
|--------|--------------|---------|
| 入院     | 1日以上 180日限度  | 日額 500円 |
| 安静休業   | 連続7日以上 90日限度 | 日額 250円 |

- 注意
- [安静休業]とは医師が「労務不能または安静加療が必要」と診断し、かつ、仕事を休業した期間をいいます。(無職の方や学生の場合は、連続7日以上安静加療期間中の実通院日が対象となります)
- 給付基準日数に達したとき、入院や安静休業の第1日目から給付します。
- [入院+安静休業(90日限度)]の場合は合計180日が限度です。
- 新規加入より1年以内の共済事由は給付限度日数が給付基準の50%になります。

## 健康告知

「健康告知事項」に該当する方は、生命・医療共済への新規加入および継続加入時の増口はできません。

なお、加入申込日から発効日までに「健康告知事項」に該当する事由が発生した場合、当該の加入申込は無効の扱いとなります。

### 〈健康告知事項〉

- (1)加入申込日において、病気<sup>※1</sup>やケガ(軽度のケガを除く)のため、休業または安静加療をしている者(休業または安静加療を要すると診断されている者を含む)
- (2)病気<sup>※1</sup>で発効日からさかのぼって6カ月以内に医師の治療<sup>※2</sup>を受けている者(治療を要すると診断されている者を含む)
- (3)病気<sup>※1</sup>で発効日からさかのぼって1年以内に医師の経過観察を受けている者
- (4)ケガのため、発効日からさかのぼって、次の日数の休業または安静加療をした者
  - ①1カ月以内に、通算して14日以上
  - ②6カ月以内に、連続して14日以上
- (5)ケガのため、発効日からさかのぼって1年以内に開頭、開腹または開胸等の手術を受けた者

※1 ここでは「病気」から「花粉症、アレルギー性鼻炎、アトピー性皮膚炎、にきび、虫歯、歯科矯正、水虫、軽度の盲腸、および7日以内に完治した軽度の病気」を除きます。

※2 「医師の治療」とは、投薬、医学的処置および食餌療法等直接的・間接的な治療をいいます。

## 個人・交通災害共済

国内における交通事故による  
死亡・身体障害・入院・実通院に対する保障制度です。

- 掛金 月50円/1口
- 加入限度口数 10口
- 加入できる人 組合員本人、配偶者、同一生計の子ども、同居かつ同一生計の親族

●こんな給付があります(1口あたり) **年齢制限なし**

| 共済金の種類 |                                                   | 共済金額          |
|--------|---------------------------------------------------|---------------|
| 死 亡    | 交通事故を直接の原因とする事故の日から180日以内の死亡                      | 100万円         |
| 障 害    | 交通事故を直接の原因とする事故の日から180日以内の身体障害、労災保険法「障害等級表」1級～14級 | 100万円<br>～4万円 |
| 入 院    | 交通事故を直接の原因とする事故の日から180日以内に始まる入院(1日～180日)          | 日額 1,500円     |
| 実通院    | 交通事故を直接の原因とする事故の日から180日以内の実通院(1日～90日)             | 日額 500円       |

- 注意
- [入院+実通院(90日限度)]の場合は合計180日が限度です。
- 被共済者が、職業上タクシー・ハイヤー搭乗中に交通事故が発生したときは、5口を限度に共済金を支払います。(組織・交通災害共済にも加入している場合、合計5口が限度)



健康告知事項が緩和され、  
ご加入いただきやすくなりました!

※(1)～(3)でいう「病気から除外されるもの」を増やし、加入の機会を広げました!(アレルギー性鼻炎、アトピー性皮膚炎、にきび、歯科矯正、水虫、7日以内に完治した軽度の病気を除外種目に追加)

※(2)の発効日からさかのぼる期間を「1年以内」から「6カ月以内」に改定し、急性の病気については治療から加入できるまでの待機期間を短縮しました!

※(4)の休業についての該当項目を減らし、より加入しやすくなりました!(「1年以内に、連続して30日以上」を削除)

★2020年4月より実施



# 個人加入共済

## 緩和型共済★ (個人・引受基準緩和型医療共済)

ご病気で通院中の方でも、下の「緩和型専用告知事項」に該当しなければ加入できる医療共済です。

●掛金 月300円/1口

●加入できる人

組合員本人、配偶者、同一生計の子ども、同居かつ同一生計の親族

●加入限度口数 10口

(個人医療と合わせて20口)

●告知書の提出が必要です

「緩和型専用の告知事項」に該当する方は新規加入および継続加入時の増口はできません。又、新規、増口加入の際は専用の「告知書」の提出が必要です。



告知書はP20をコピーの上、  
ご記入をお願いします。

●こんな給付があります(1口あたり)

加入年齢65歳未満

| 共済金の種類 |              | 共済金額    |
|--------|--------------|---------|
| 入院     | 1日以上 90日限度   | 日額 500円 |
| 安静休業   | 連続7日以上 45日限度 | 日額 250円 |

●注意

- [安静休業]とは医師が「労務不能または安静加療が必要」と診断し、かつ、仕事を休業した期間をいいます。(無職の方や学生の場合は、連続7日以上安静加療期間中の実通院日が対象となります)
- 給付基準日数に達したとき、入院や安静休業の第1日目から給付します。
- [入院+安静休業(45日限度)]の場合は合計90日が限度です。
- 新規加入より1年以内の共済事由は給付限度日数が給付基準の50%になります。(安静休業は23日)

申込先  
出版共済会 御中

### 個人・引受基準緩和型医療共済 告知書

(注)告知書記入にあたって

- ①加入するご本人様が、正確に記入してください。
- ②記載された内容が事実と異なる場合、契約が無効・解除となる場合があります。

告知書記入日  
(加入申込日) 年 月 日

被共済者は、以下には該当しませんので、個人・引受基準緩和型医療共済に加入するため、申告いたします。

|        |  |        |  |                        |  |  |  |
|--------|--|--------|--|------------------------|--|--|--|
| 共済会コード |  |        |  | 共済会名                   |  |  |  |
|        |  |        |  |                        |  |  |  |
| 組合員コード |  | 被共済者氏名 |  | 組合員との続柄                |  |  |  |
| 組合員氏名  |  |        |  | 本人・配偶者・子ども<br>親・その他( ) |  |  |  |

|   |                                                                       |     |    |
|---|-----------------------------------------------------------------------|-----|----|
| 1 | 現在、<br>入院※1または、病気※2やケガで休業または自宅安静中<br>(休業または安静加療を要すると診断されている場合を含む)ですか。 | いいえ | はい |
| 2 | 最近3か月以内に、<br>医師から入院または手術をすすめられたことはありますか。                              | いいえ | はい |
| 3 | 過去2年以内に、<br>入院したことまたは手術を受けたことがありますか。                                  | いいえ | はい |
| 4 | 過去5年以内に、<br>がん(上皮内新生物含む)で医師の治療や投薬を受けたことがありますか。<br>ただし、経過観察のみは除きます。    | いいえ | はい |



### 緩和型専用 告知事項

1～4に1つでも「はい」がある場合は、個人・引受基準緩和型医療共済に加入できません。

※1 入院とは、医師による治療が必要であり、かつ自宅での治療が困難であると医師が認めた期間において、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

※2 ここでいう病気とは、「花粉症、アレルギー性鼻炎、アトピー性皮膚炎、にきび、虫歯、歯科矯正、水虫、軽度の盲腸、および7日以内で完治した軽度の病気」を除きます。

※3 加入申込日から発効日まで、上記「告知事項」に該当する事由が発生した場合、当該の加入申込は無効の扱いとなります。

事務局使用欄

年 月

★2020年4月より実施

75歳未満まで  
加入ができます。



生命・医療共済に加入されていた方が

**65歳**からも引き続き加入できる 制度です。

## シニア生命共済（継続型）

65歳以上75歳未満の方の病気や不慮の事故による死亡・重度障害に対する保障制度です。

●掛金 月60円/1口

●加入限度口数 30口

65歳満期日時点\*で加入していた組織・個人生命共済の合計口数または30口のいずれか少ない口数

●こんな給付が  
あります（1口あたり）

加入年齢65歳～75歳未満

| 共済金の種類                             | 共済金額 |
|------------------------------------|------|
| すべての死亡<br>重度障害<br>(1・2級と3級の2・3・4号) | 4万円  |

## シニア医療共済（継続型）

65歳以上75歳未満の方の病気や不慮の事故による入院に対する保障制度です。

●掛金 月100円/1口

●加入限度口数 10口

①組織・個人共済にご加入の方 合計口数または10口のいずれか少ない口数でシニア共済に引き続きご加入いただけます。

②緩和型共済にご加入の方 加入口数の50%（小数点切り上げ）の口数でシニア共済に引き続きご加入いただけます。

※①+②でご加入の方は、①+②の合計口数または10口のいずれか少ない口数でのご加入となります。

●こんな給付が  
あります（1口あたり）

加入年齢65歳～75歳未満

| 共済金の種類 |           | 共済金額    |
|--------|-----------|---------|
| 入院     | 1日以上90日限度 | 日額 250円 |

●注意 ※65歳満期日とは、65歳になった直後の満期日(効力発生日に65歳の誕生日を迎える方を含む)をさします。



# セット共済

## 〔加入制限〕

※4歳未満の子や孫は、A～Cコースから選択して下さい。

※25歳未満の方(組合員と配偶者を除く)と、60歳以上の方は、A～Dコースから選択して下さい。

(※生命共済は加入可能な口数が年齢により異なるため。詳しくはP6を参照)

## はじめませんか？

人生での高い買い物“**保険**”のかわりに  
手頃に“**まさか**”の備えができる出版共済を

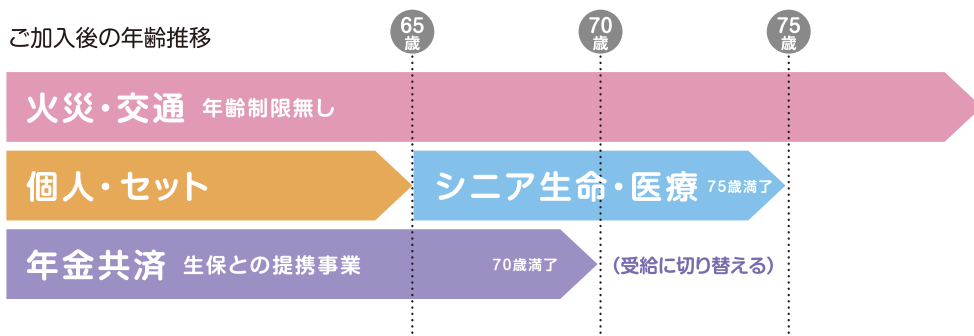
「**ライフプラン**」という言葉、どこかで聞いたことがあると思います。「ライフプラン」は、直訳すれば“人生の計画”。人生の中で想定される大きな出来事を考え、お金が必要となるタイミングやその金額を把握して計画を立てることをいいます。

**たとえば**、20代・30代では結婚や住宅の購入などが考えられます。またキャリアアップに向けて、資格取得の資金を考えるかもしれません。お子さんがいれば、40代に進学に関わる教育費を本格的に検討する時期と思われます。そして50代・60代には、病気などのリスクに備えたり、老後資金を準備したりする必要があります。

**人生設計**や金銭面の視点からの生活設計「ライフプラン」は、何かをきっかけにぐっと現実味を帯びてくるでしょう。その後、どの世代でも計画の微調整などあるかもしれません。

**まずは**、人生で高い買い物と言われている保険の代わりに、手頃な掛金で個人共済・**セット共済**に加入することをおすすめします。「節約」しながら「まさかの備え」ができます。人生設計や生活設計を考えていく中で、共済保障も充実させることができます。

ご加入後の年齢推移



## 助かりました！



田中さん会社員(22歳)

### Aコース 通勤途中の交通事故

入社1年目。会社に遅れそうになり少し焦って出勤中、交通事故に遭い骨折。1週間の入院をし、その後も2週間の自宅療養と完治までの10日間の通院を余儀なくされました。

こんなときは…

- 入院分として 49,000円
- 安静休業分として 21,000円
- 通院分として 10,000円

**80,000円**の  
給付がありました。

※このケースは、交通事故入院の給付も含まれています。



鈴木さん会社員(45歳)

### Bコース 病気で長期休業

病気一つしたこともなかったのに、突然「脳梗塞」に。後遺症は残りませんでしたが、それでも7日間の入院と退院後30日間の自宅療養となりました。

こんなときは…

- 入院分として 35,000円
- 安静休業分として 75,000円

**110,000円**の  
給付がありました。

※医療共済は新規加入より1年以内の共済事由は給付限度日数が給付基準の50%になります。



山田さん会社員(58歳)

### Eコース 自宅でのケガ

自宅で掃除中、足を滑らせて階段から転落し、靱帯を切ってしまいました。手術のため10日間の入院と、リハビリを含めた3週間の自宅療養をし、通常の生活を取り戻すのに1ヶ月以上かかってしまいました。

こんなときは…

- 入院分として 200,000円
- 安静休業分として 105,000円

**305,000円**の  
給付がありました。



24歳までの  
新入組合員の方に  
おすすめ

**Aコース** 生命10口、医療6口、交通2口

病気入院 日額 **3,000**円  
病気死亡 **100**万円

●掛金 1. 0～24歳 月900円  
2. 25～39歳 月1,050円  
3. 40～64歳 月1,070円

●主な給付

| 共済金の種類 | 共済金額      |
|--------|-----------|
| 病気死亡   | 100万円     |
| 不慮事故死亡 | 200万円     |
| 交通事故死亡 | 400万円     |
| 病気入院   | 日額 3,000円 |
| 不慮事故入院 | 日額 4,000円 |
| 安静休業   | 日額 1,500円 |

など



64歳までの  
単身者の方に  
おすすめ

**Bコース** 医療10口、交通2口

病気入院 日額 **5,000**円  
安静休業 日額 **2,500**円

●掛金 1. 0～24歳 月1,100円  
2. 25～39歳 月1,100円  
3. 40～64歳 月1,100円

●主な給付

| 共済金の種類  | 共済金額      |
|---------|-----------|
| 交通事故死亡  | 200万円     |
| 交通事故入院  | 日額 8,000円 |
| 交通事故実通院 | 日額 1,000円 |
| 病気入院    | 日額 5,000円 |
| 不慮事故入院  | 日額 5,000円 |
| 安静休業    | 日額 2,500円 |

など



25～39歳の方に  
おすすめ

**Cコース** 生命20口、医療10口、交通2口

病気入院 日額 **5,000**円  
病気死亡 **200**万円

●掛金 1. 0～24歳 月1,500円  
2. 25～39歳 月1,800円  
3. 40～64歳 月1,840円

●主な給付

| 共済金の種類 | 共済金額      |
|--------|-----------|
| 病気死亡   | 200万円     |
| 不慮事故死亡 | 400万円     |
| 交通事故死亡 | 600万円     |
| 病気入院   | 日額 5,000円 |
| 不慮事故入院 | 日額 7,000円 |
| 安静休業   | 日額 2,500円 |

など



パパ・ママに  
おすすめ

**Dコース** 生命50口、医療10口、交通1口

病気入院 日額 **5,000**円  
病気死亡 **500**万円

●掛金 1. 4～24歳 月2,050円  
2. 25～39歳 月2,800円  
3. 40～64歳 月2,900円

●主な給付

| 共済金の種類 | 共済金額       |
|--------|------------|
| 病気死亡   | 500万円      |
| 不慮事故死亡 | 1000万円     |
| 交通事故死亡 | 1100万円     |
| 病気入院   | 日額 5,000円  |
| 不慮事故入院 | 日額 10,000円 |
| 安静休業   | 日額 2,500円  |

など



パパ・ママに  
おすすめ

**Eコース** 生命100口、医療20口、交通2口

病気入院 日額 **10,000**円  
病気死亡 **1000**万円

●掛金 1. 16～24歳 月4,100円 ※（組合員と配偶者のみ）  
2. 25～39歳 月5,600円  
3. 40～59歳 月5,800円

●主な給付

| 共済金の種類 | 共済金額       |
|--------|------------|
| 病気死亡   | 1000万円     |
| 不慮事故死亡 | 2000万円     |
| 交通事故死亡 | 2200万円     |
| 病気入院   | 日額 10,000円 |
| 不慮事故入院 | 日額 20,000円 |
| 安静休業   | 日額 5,000円  |

など

Eコースの方が60歳以上になった場合は  
生命共済が60口の右の表へ移行となります。

生命60口、医療20口、交通2口

病気入院 日額 **10,000**円  
病気死亡 **600**万円

●掛金 60～64歳 月4,320円

●主な給付

| 共済金の種類 | 共済金額       |
|--------|------------|
| 病気死亡   | 600万円      |
| 不慮事故死亡 | 1,200万円    |
| 交通事故死亡 | 1,400万円    |
| 病気入院   | 日額 10,000円 |
| 不慮事故入院 | 日額 16,000円 |
| 安静休業   | 日額 5,000円  |

※「4～24歳」で「組合員と配偶者以外の方」は、保障は上記と同じ生命60口、医療20口、交通2口＝掛金月3,300円への加入をおすすめします。

※セット共済ではありません

0～3歳の方には  
こんな組み合わせが  
おすすめ!!

**0～3歳** 掛金 月1,250円

生命10口、医療10口、交通1口

| 共済金の種類  | 共済金額      |
|---------|-----------|
| 病気死亡    | 100万円     |
| 交通事故実通院 | 日額 500円   |
| 病気入院    | 日額 5,000円 |

など

※セット共済ではありません

**0～3歳** 掛金 月2,500円

生命20口、医療20口、交通2口

| 共済金の種類  | 共済金額       |
|---------|------------|
| 病気死亡    | 200万円      |
| 交通事故実通院 | 日額 1,000円  |
| 病気入院    | 日額 10,000円 |

など

※セット共済ではありません



# 出版共済の火災共済

## 手頃な掛金で 幅広く充実した保障

月掛金は、木造わずか**5円**、鉄筋**2.5円**で  
住宅・家財ともに最高**10万円**の保障!!



加入者(共済契約者)は、住宅・家財を問わず組合員本人とします。

### 加入できる住宅・家財

#### 住宅

●組合員またはその親族が所有する、居住を目的とした自家および貸家。

※1 店舗・事務所等を兼ねた住宅については、店舗、事務所部分の大きさなどの条件によって取扱いが異なりますので、所属組合へお問い合わせ下さい。

※2 空家については、新規で加入することはできません。

#### 家財

●組合員またはその親族が居住する住宅内にある、それらの方が所有する家財。

### 借家にお住まいの方へ

組合員またはその親族が居住する借家は、  
「借家人賠償責任共済金」をご利用いただけます。

※1 P14の保障限度内でご加入下さい。

※2 ご加入には貸主の加入承諾書の提出が必要です。

※3 家財へ最低30口のご加入が必要です。



### 発効日とサービス期間

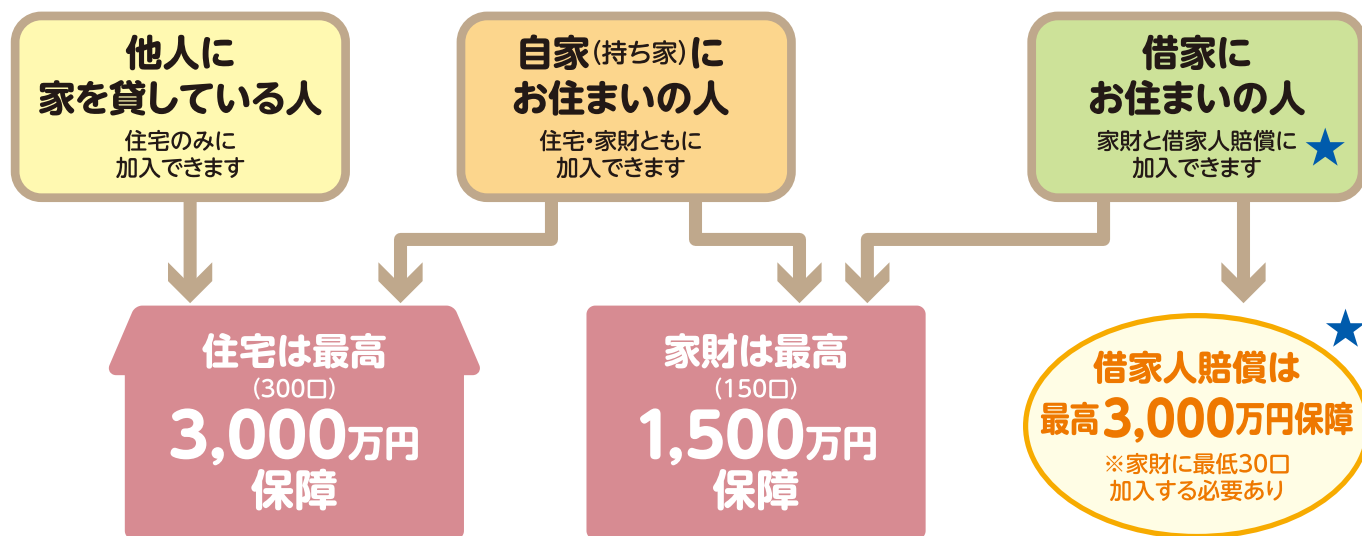
●発効日は出版共済が加入申込書と掛金を受け付けた日（申込受付日）の翌月1日午前0時からです。

●申込受付日の翌日午前0時から発効日までの期間は「サービス期間」となり、万一の場合は発効日以降と同様の保障をいたします。

**例** 申込受付日が6/20の場合、発効日は7/1となり、6/21午前0時～6/30は「サービス期間」となります。

★2020年4月より実施

## 加入できる口数



| 住宅加入基準(坪あたり加入限度口数) |      |      |
|--------------------|------|------|
| 木造住宅               | 鉄筋住宅 | 簡易住宅 |
| 7口                 | 8口   | 3口   |

| 家財加入基準(加入限度口数) |      |      |      |
|----------------|------|------|------|
| 1人             | 2人   | 3人   | 4人以上 |
| 100口           | 130口 | 140口 | 150口 |

## 1口あたりの掛金と最高保障額(住宅・家財共通)

| 住宅の構造             | 掛 金                    | 最高保障額       |
|-------------------|------------------------|-------------|
| 木造・木造モルタル<br>簡易住宅 | 月額 <b>5円</b> (年額60円)   | <b>10万円</b> |
| 鉄筋コンクリート・耐火       | 月額 <b>2.5円</b> (年額30円) |             |

- 木造・木造モルタル住宅とは、鉄筋コンクリートおよび簡易住宅以外の住宅をいいます。(軽量鉄骨は木造扱い)
- 簡易住宅とは、天井、外壁、内壁、基礎工事の不十分な簡易プレハブ住宅などをいいます。
- 鉄筋コンクリート住宅とは、次のいずれかに該当する住宅をいいます。

(1) 主要構造部のうち、柱、梁、床がコンクリート造りまたは鉄骨を耐火被覆※<sup>(1)</sup>したもので組み立てられ、屋根、小屋組(最上階の梁を含む)、および外壁のすべてが不燃材料※<sup>(2)</sup>で造られた住宅。

※(1) 耐火被覆とは、モルタル、パーライト、吹き付け石綿またはプレキャストコンクリート板等の耐火力を持った不燃材料による被覆をいう。

※(2) 不燃材料とは、コンクリート、れんが、瓦、石綿スレート、鉄鋼、アルミニウム、ガラス、モルタル、漆喰等の不燃性の建築材料をいう。

(2) 外壁のすべてが次のいずれかに該当する住宅をいう。

- ① コンクリート造り(厚さ50mm以上のALC板を含む)
- ② コンクリートブロック造り
- ③ れんが造り
- ④ 石造り

# 住宅〔加入限度早見表〕

兼 借家人賠償責任共済金〔支払限度〕



- 坪数=㎡÷3.3(坪数の小数点以下は切り上げ) 例:29.2坪→30坪
- たたみ1畳は0.5坪

| 木造住宅 |         |        |         | 居住面積  | 鉄筋住宅 |         |      |        |
|------|---------|--------|---------|-------|------|---------|------|--------|
| 加入限度 | 最高保障額   | 月額掛金   | 年額掛金    |       | 加入限度 | 最高保障額   | 月額掛金 | 年額掛金   |
| 7口   | 70万円    | 35円    | 420円    | 1坪    | 8口   | 80万円    | 20円  | 240円   |
| 14口  | 140万円   | 70円    | 840円    | 2坪    | 16口  | 160万円   | 40円  | 480円   |
| 21口  | 210万円   | 105円   | 1,260円  | 3坪    | 24口  | 240万円   | 60円  | 720円   |
| 28口  | 280万円   | 140円   | 1,680円  | 4坪    | 32口  | 320万円   | 80円  | 960円   |
| 35口  | 350万円   | 175円   | 2,100円  | 5坪    | 40口  | 400万円   | 100円 | 1,200円 |
| 42口  | 420万円   | 210円   | 2,520円  | 6坪    | 48口  | 480万円   | 120円 | 1,440円 |
| 49口  | 490万円   | 245円   | 2,940円  | 7坪    | 56口  | 560万円   | 140円 | 1,680円 |
| 56口  | 560万円   | 280円   | 3,360円  | 8坪    | 64口  | 640万円   | 160円 | 1,920円 |
| 63口  | 630万円   | 315円   | 3,780円  | 9坪    | 72口  | 720万円   | 180円 | 2,160円 |
| 70口  | 700万円   | 350円   | 4,200円  | 10坪   | 80口  | 800万円   | 200円 | 2,400円 |
| 77口  | 770万円   | 385円   | 4,620円  | 11坪   | 88口  | 880万円   | 220円 | 2,640円 |
| 84口  | 840万円   | 420円   | 5,040円  | 12坪   | 96口  | 960万円   | 240円 | 2,880円 |
| 91口  | 910万円   | 455円   | 5,460円  | 13坪   | 104口 | 1,040万円 | 260円 | 3,120円 |
| 98口  | 980万円   | 490円   | 5,880円  | 14坪   | 112口 | 1,120万円 | 280円 | 3,360円 |
| 105口 | 1,050万円 | 525円   | 6,300円  | 15坪   | 120口 | 1,200万円 | 300円 | 3,600円 |
| 112口 | 1,120万円 | 560円   | 6,720円  | 16坪   | 128口 | 1,280万円 | 320円 | 3,840円 |
| 119口 | 1,190万円 | 595円   | 7,140円  | 17坪   | 136口 | 1,360万円 | 340円 | 4,080円 |
| 126口 | 1,260万円 | 630円   | 7,560円  | 18坪   | 144口 | 1,440万円 | 360円 | 4,320円 |
| 133口 | 1,330万円 | 665円   | 7,980円  | 19坪   | 152口 | 1,520万円 | 380円 | 4,560円 |
| 140口 | 1,400万円 | 700円   | 8,400円  | 20坪   | 160口 | 1,600万円 | 400円 | 4,800円 |
| 147口 | 1,470万円 | 735円   | 8,820円  | 21坪   | 168口 | 1,680万円 | 420円 | 5,040円 |
| 154口 | 1,540万円 | 770円   | 9,240円  | 22坪   | 176口 | 1,760万円 | 440円 | 5,280円 |
| 161口 | 1,610万円 | 805円   | 9,660円  | 23坪   | 184口 | 1,840万円 | 460円 | 5,520円 |
| 168口 | 1,680万円 | 840円   | 10,080円 | 24坪   | 192口 | 1,920万円 | 480円 | 5,760円 |
| 175口 | 1,750万円 | 875円   | 10,500円 | 25坪   | 200口 | 2,000万円 | 500円 | 6,000円 |
| 182口 | 1,820万円 | 910円   | 10,920円 | 26坪   | 208口 | 2,080万円 | 520円 | 6,240円 |
| 189口 | 1,890万円 | 945円   | 11,340円 | 27坪   | 216口 | 2,160万円 | 540円 | 6,480円 |
| 196口 | 1,960万円 | 980円   | 11,760円 | 28坪   | 224口 | 2,240万円 | 560円 | 6,720円 |
| 203口 | 2,030万円 | 1,015円 | 12,180円 | 29坪   | 232口 | 2,320万円 | 580円 | 6,960円 |
| 210口 | 2,100万円 | 1,050円 | 12,600円 | 30坪   | 240口 | 2,400万円 | 600円 | 7,200円 |
| 217口 | 2,170万円 | 1,085円 | 13,020円 | 31坪   | 248口 | 2,480万円 | 620円 | 7,440円 |
| 224口 | 2,240万円 | 1,120円 | 13,440円 | 32坪   | 256口 | 2,560万円 | 640円 | 7,680円 |
| 231口 | 2,310万円 | 1,155円 | 13,860円 | 33坪   | 264口 | 2,640万円 | 660円 | 7,920円 |
| 238口 | 2,380万円 | 1,190円 | 14,280円 | 34坪   | 272口 | 2,720万円 | 680円 | 8,160円 |
| 245口 | 2,450万円 | 1,225円 | 14,700円 | 35坪   | 280口 | 2,800万円 | 700円 | 8,400円 |
| 252口 | 2,520万円 | 1,260円 | 15,120円 | 36坪   | 288口 | 2,880万円 | 720円 | 8,640円 |
| 259口 | 2,590万円 | 1,295円 | 15,540円 | 37坪   | 296口 | 2,960万円 | 740円 | 8,880円 |
| 266口 | 2,660万円 | 1,330円 | 15,960円 | 38坪   | 300口 | 3,000万円 | 750円 | 9,000円 |
| 273口 | 2,730万円 | 1,365円 | 16,380円 | 39坪   |      |         |      |        |
| 280口 | 2,800万円 | 1,400円 | 16,800円 | 40坪   |      |         |      |        |
| 287口 | 2,870万円 | 1,435円 | 17,220円 | 41坪   | 300口 | 3,000万円 | 750円 | 9,000円 |
| 294口 | 2,940万円 | 1,470円 | 17,640円 | 42坪   |      |         |      |        |
| 300口 | 3,000万円 | 1,500円 | 18,000円 | 43坪以上 |      |         |      |        |

住宅の居住面積に応じて上記表の範囲内で加入してください。

注1) 鉄筋コンクリート住宅は必ず偶数口で加入してください。

注2) 建物の建築年数にかかわらず、加入口数に応じた保障となります。

注3) 簡易住宅は1坪あたり3口が限度口数となります。また、150口を超える加入はできません。

## 家財〔加入限度早見表〕

| 木造住宅 |         |      |        | 居住<br>人数 | 鉄筋住宅 |         |      |        |
|------|---------|------|--------|----------|------|---------|------|--------|
| 加入限度 | 最高保障額   | 月額掛金 | 年額掛金   |          | 加入限度 | 最高保障額   | 月額掛金 | 年額掛金   |
| 100口 | 1,000万円 | 500円 | 6,000円 | 1人       | 100口 | 1,000万円 | 250円 | 3,000円 |
| 130口 | 1,300万円 | 650円 | 7,800円 | 2人       | 130口 | 1,300万円 | 325円 | 3,900円 |
| 140口 | 1,400万円 | 700円 | 8,400円 | 3人       | 140口 | 1,400万円 | 350円 | 4,200円 |
| 150口 | 1,500万円 | 750円 | 9,000円 | 4人以上     | 150口 | 1,500万円 | 375円 | 4,500円 |

住宅の居住人数に応じて上記表の範囲内で加入してください。

注1) 鉄筋コンクリート住宅は必ず偶数口で加入してください。

注2) 居住人数とは、同居している親族の人数です。

★2020年4月より実施

## 借家人賠償責任共済金★

契約の借家で共済契約者（共済契約者の親族含）の過失による火災等により、貸主から法律上の損害賠償責任を負った場合に、契約額を限度にお支払いします。



- 注1) 加入の際には貸主の加入承諾書を提出していただきます。なお、貸主が共済契約者またはその親族の場合は加入できません。
- 注2) 借家人賠償責任共済金の対象となる契約をする場合は、借家の家財へ最低30口のご加入が必要となります。
- 注3) 借家人賠償責任共済金の支払限度額は、住宅加入限度（加入基準）を活用します。P14をご参照ください。
- 注4) 共済金については、組合からの請求にもとづき、本人・貸主・保険会社など適切なところに出版共済が責任をもってお支払いします。

借家にお住まいの方のみ対象です。  
ぜひご加入ください!



### ご 注 意

#### ●次の損害には、共済金をお支払いできません。

- 共済契約者または共済目的所有者の同一世帯に属する親族の故意による損害
- 共済目的の紛失、盗難による損害
- 戦争その他の変乱によって生じた損害
- 地震、噴火、津波によって生じた損害
- 風水害および雪・雹害による損害
- 借戸室の自然の消耗による劣化、変色、さび、腐食、その他類似の事由、ねずみ食い、虫食いなどに起因し発生した損害

- 借戸室の改築、増築、取りこわし等の工事
- 共済契約者または、共済目的所有者の同一世帯に属する親族が業務中に使用していた際に、損害が発生したとき

など

※その他、火災共済事業規約・細則の定めによる免責事項に抵触した場合は、共済金をお支払いいたしません。

貸主の加入承諾書はP21をコピーの上、ご記入をお願いします。





# 火災共済にはこんな保障があります

## 火災等共済金



火災



消防作業による  
冠水・破壊



落雷



破裂・爆発



航空機の  
墜落



車両の突入



同一建物の他人の  
住居からの水もれ



突発的な第三者の  
加害行為  
(損害額5万円以上)

| 給付区分                                                                                             |                 | お支払い額              |                                |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------|--------------------|--------------------------------|
|                                                                                                  |                 | 共済金                | 臨時費用                           |
|  <b>全焼・全壊</b>   | 焼破損割合が<br>70%以上 | 契約額の全額             | <b>最高200万円を限度に<br/>共済金の15%</b> |
|  <b>部分焼・部分壊</b> | 焼破損割合が<br>70%未満 | 損害額<br>(契約額を限度とする) |                                |

注1) 付属建物の損害は、住宅契約額の10%の範囲内で給付します。

## 持ち出し家財共済金

※臨時費用なし

旅行・買い物等で一時的に持ち出した家財が、国内の他の建物内にて火災等で損害を受けたときに、100万円または契約額の20%のいずれか少ない額を限度としてお支払いします。(業者の倉庫等に保管したものの損害、または風水害等による損害の場合は保障対象になりません。)

## 風水害等共済金

住宅の損害程度に応じてお支払いします。



豪雨



台風・突風



大雪など

| 給付区分         |                        | 1口あたりの共済金      | お支払い額                        |                              |
|--------------|------------------------|----------------|------------------------------|------------------------------|
|              |                        |                | 住宅・家財とも<br>加入の場合<br>(100口限度) | 住宅又は家財<br>のみ加入の場合<br>(50口限度) |
| <b>全壊・流失</b> | 住宅の損害率が70%以上           | 30,000円        | 300万円                        | 150万円                        |
| <b>大規模半壊</b> | 住宅の損害率が50%以上70%未満      | 21,000円        | 210万円                        | 105万円                        |
| <b>半壊</b>    | 住宅の損害率が20%以上50%未満      | 15,000円        | 150万円                        | 75万円                         |
| <b>床上浸水</b>  | 床面以上の浸水                | 1,000円～15,000円 | 150万円                        | 75万円                         |
| <b>一部壊</b>   | 住宅の損害額が<br>5万円超～10万円以下 | 250円           | 2.5万円                        | 1.25万円                       |
|              | 10万円超～20万円以下           | 500円           | 5万円                          | 2.5万円                        |
|              | 20万円超～50万円以下           | 1,000円         | 10万円                         | 5万円                          |
|              | 50万円超～100万円以下          | 2,000円         | 20万円                         | 10万円                         |
|              | 100万円超                 | 4,000円★        | 40万円                         | 20万円                         |

新たな区分を  
設けました

住宅の損害額が  
5万円を超えた  
場合から給付対  
象となります

保障額を引き  
上げました

注1) 住宅・家財とも加入の場合は、加入口数が100口を超える場合でも100口を、住宅又は家財のみ加入の場合は加入口数が50口を超える場合でも50口を給付限度とします。

注2) 上記共済金とは別に共済金の15%を臨時費用としてお支払いします。

注3) 地震については、被害状況によって出版共済理事会で見舞金の給付を検討します。

注4) 付属建物の損害は、一部壊の扱いとなります。

注5) 借家人賠償をご利用の方は「家財部分のみ加入の場合」に該当し、50口限度での計算となります。

★2020年4月以降の事由より対象

## 諸費用共済金

※臨時費用なし

- ①「失火見舞費用共済金」  
「漏水見舞費用共済金」 ..... 加入者が火災や水漏れにより第三者に損害を与え、  
見舞金を支払ったとき
- ②「修理費用共済金」 ..... 賃借人である加入者の過失による火災などで、  
貸主に損害を与え、住宅の修理費用を支払ったとき

借家人賠償に加入  
の場合は、いずれか  
一方からの給付とな  
り、併給はしません

| 諸費用共済金                | <br>失火見舞<br>費用共済金 | <br>漏水見舞<br>費用共済金 | <br>修理<br>費用共済金 |
|-----------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 対象となる契約               | 木造・鉄筋とも                                                                                            | 鉄筋のみ                                                                                               |                                                                                                    |
| お支払い限度額<br>(いずれか少ない額) | 100万円または<br>契約額の20%<br>(1世帯40万円限度)                                                                 | 50万円または<br>契約額の20%<br>(1世帯15万円限度)                                                                  | 100万円または<br>契約額の20%                                                                                |

## 風呂の空焚き見舞金

※臨時費用なし

- ①風呂釜と浴槽が使用不能となったとき ..... 一事故につき5万円
- ②風呂釜が使用不能となったとき ..... 一事故につき2万円

## 借家人賠償責任共済金

..... P15をご覧ください



### 罹災した場合

- ただちに所属組合へ連絡してください。
- 必要に応じ専門査定員が現場に行き、損害状況の正確な調査をします。
- ★査定は、当会の住宅災害損害認定基準にて行います。



### ご 注 意

#### ●加入できない住宅

- 別荘・リゾートマンションなど

#### ●保障の対象外となるもの

- 現金、有価証券、貴金属、美術品、自動車、自動二輪（125cc を超える）など
- 営業用の商品・器具・備品・設備など

#### ●次の損害には、共済金をお支払いできません。

- 共済契約者または共済目的所有者の同一世帯に属する親族の故意、または重大な過失による損害
- 共済目的の紛失、盗難による損害
- 戦争その他の変乱によって生じた損害
- 地震、噴火、津波によって生じた損害
- 破裂、爆発、給排水設備の事故で、当該機器のみの損害

※その他、火災共済事業規約・細則の定めによる免責事故に抵触した場合は、共済金をお支払いいたしません。

#### ●居住人数の変更について

- 居住人数に変更が生じた直後の共済契約更新時に、人数変更に伴う家財の加入口数の変更を届け出ない場合、超過した家財の加入口数についての共済契約は無効となります。居住人数に変更が生じた場合は必ず届け出てください。

# 出版共済の火災共済!!

わずか!!

掛金月額 **1,800円** (年額 21,600円) でこんなにワイドに保障!!

例 木造 持ち家 30坪、居住人数4人の組合員が、  
住宅210口、家財150口に満口加入の場合

他人事だと思いませんか?  
ある日突然こんな被害が起こるかも…

でも、出版共済の火災共済はしっかり保障します!!



火災で家が全焼  
3,800万円の給付



大雨で床上浸水  
805,000円の給付

落雷でTVアンテナや  
電化製品一式が壊れた  
305万円の給付



車両の突入で  
家の外壁が壊れた  
96,000円の給付



大雪で雨樋が壊れた  
57,500円の給付



こんなにワイドに  
保障されれば  
安心だね!

そうだね。  
ボクは満口  
加入する!

安心な生活

こんなに幅広く  
保障してくれるの!  
出版共済に入っていれば安心ね!



\*記載されている共済金(給付金)には臨時費用が含まれています。

\*風水害による損害は、住宅や付属建物(カーポート等)に損害があった場合に給付対象となり、家財の損害は給付対象になりません。

## 共済事業部会・実務支援部会「個人加入共済・火災共済」新規加入申込書

|          |           |   |   |     |
|----------|-----------|---|---|-----|
| 出版共済会 御中 | 加入申込日(西暦) | 年 | 月 | 日   |
|          | 発効日(西暦)   | 年 | 月 | 1 日 |
|          | 満期日(西暦)   | 年 | 月 | 末日  |

共済規定の条項にもとづき下記のとおり加入を申し込みます。

|      |
|------|
| 申込区分 |
| 新規   |

加入者の皆様の個人情報、法令等により開示が必要な場合を除き、共済事業遂行の目的以外には利用いたしません。

|        |  |  |  |  |  |  |  |  |  |      |
|--------|--|--|--|--|--|--|--|--|--|------|
| 共済会コード |  |  |  |  |  |  |  |  |  | 共済会名 |
|--------|--|--|--|--|--|--|--|--|--|------|

|               |  |  |  |  |  |  |  |  |  |      |    |      |   |   |    |     |     |    |    |
|---------------|--|--|--|--|--|--|--|--|--|------|----|------|---|---|----|-----|-----|----|----|
| 組合員コード        |  |  |  |  |  |  |  |  |  | 現住所  | 〒  | TEL: |   |   |    |     |     |    |    |
| フリガナ<br>組合員氏名 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |      |    |      |   |   |    |     |     |    |    |
| (印)           |  |  |  |  |  |  |  |  |  | 生年月日 | 西暦 | 年    | 月 | 日 | 性別 | 1.男 | 2.女 | 続柄 | 本人 |

## 【個人加入共済】

| 枝番 | 氏名(フリガナも忘れずに) |       | 続柄                                         | 健康告知            | セット | 生命 | 口数         | 医療 | 口数 | 緩医 | 口数 | 交通 | 口数 | 個人月額掛金合計 |
|----|---------------|-------|--------------------------------------------|-----------------|-----|----|------------|----|----|----|----|----|----|----------|
|    | 生年月日          | 性別    |                                            |                 |     |    | 掛金         |    | 掛金 |    | 掛金 |    | 掛金 |          |
|    | フリガナ          |       | ・本人<br>・配偶者<br>・子ども<br>・親<br>・その他親族<br>( ) | ・該当しない<br>・該当する |     |    | 口          |    | 口  |    | 口  |    | 口  | 円        |
|    | 西暦            | 年 月 日 |                                            |                 |     |    | 1.男<br>2.女 |    | 円  |    | 円  |    | 円  |          |
|    | フリガナ          |       | ・本人<br>・配偶者<br>・子ども<br>・親<br>・その他親族<br>( ) | ・該当しない<br>・該当する |     |    | 口          |    | 口  |    | 口  |    | 口  | 円        |
|    | 西暦            | 年 月 日 |                                            |                 |     |    | 1.男<br>2.女 |    | 円  |    | 円  |    | 円  |          |

|                              |         |           |             |
|------------------------------|---------|-----------|-------------|
| 払込方法                         | 払込月数【①】 | 月額共済掛金【②】 | 払込共済掛金【①×②】 |
| 年払・半年払・月払<br>年払中途一括払・半年中途一括払 | カ月      | 円         | A 円         |

※セット共済・生命・医療共済へ新規加入または、継続時に増口する場合には健康告知の欄に必ず○をつけてください。

※緩和型共済に加入する場合には、P20の「緩和型共済 告知書」をコピーして、記入・捺印をお願いします。

## 【火災共済】

|                                |                           |                                                 |                            |                                            |       |      |      |      |
|--------------------------------|---------------------------|-------------------------------------------------|----------------------------|--------------------------------------------|-------|------|------|------|
| 申込内容                           | 物件番号                      | 物件名義人                                           |                            | 続柄                                         | 物件住所  |      |      |      |
|                                |                           | フリガナ                                            |                            | ・本人<br>・配偶者<br>・子ども<br>・親<br>・その他親族<br>( ) | 〒 TEL |      |      |      |
|                                |                           |                                                 |                            |                                            |       |      |      |      |
|                                | 建物構造                      | 建物用途                                            | 居住区分                       | 居住面積                                       | 居住人数  | 住宅口数 | 家財口数 | 合計口数 |
| ・木造<br>・鉄筋<br>・簡易<br>(プレハブ住宅等) | ・専用<br>・併用<br>(店舗等を兼ねる住宅) | ・自家<br>・借家・アパート<br>【借家人賠償】<br>(加入する/しない)<br>・貸家 | 坪数=㎡÷3.3<br>小数点以下は切上げ<br>坪 | 人                                          | 口     | 口    | 口    |      |

|                              |         |           |             |
|------------------------------|---------|-----------|-------------|
| 払込方法                         | 払込月数【①】 | 月額共済掛金【②】 | 払込共済掛金【①×②】 |
| 年払・半年払・月払<br>年払中途一括払・半年中途一括払 | カ月      | 円         | B 円         |

※借家人賠償に加入する場合は「借家人賠償 加入する」に○をつけて、住宅口数に加入する口数を記入し、申込書と合わせてP21「借家人賠償責任共済 加入承諾書」をコピーして、記入・捺印の上ご提出してください。(加入口数を変更する場合にも同様です)

|           |
|-----------|
| 払込共済掛金総合計 |
| A+B 円     |



## 個人・引受基準緩和型医療共済 告知書

(注)告知書記入にあたって

- ①加入するご本人様が、正確に記入してください。
- ②記載された内容が事実と異なる場合、契約が無効・解除となる場合があります。

告知書記入日  
(加入申込日)

年 月 日

被共済者は、以下には該当しませんので、個人・引受基準緩和型医療共済に加入するため、申告いたします。

| 共済会コード |  |  |  |  |  |  |  | 共済会名 |  |
|--------|--|--|--|--|--|--|--|------|--|
|        |  |  |  |  |  |  |  |      |  |

| 組合員コード |  |  |  |  |  |  |  | 被共済者氏名 | 組合員との続柄                |
|--------|--|--|--|--|--|--|--|--------|------------------------|
| 組合員氏名  |  |  |  |  |  |  |  |        | 本人・配偶者・子ども<br>親・その他( ) |

|   |                                                                       |     |    |
|---|-----------------------------------------------------------------------|-----|----|
| 1 | 現在、<br>入院※1または、病気※2やケガで休業または自宅安静中<br>(休業または安静加療を要すると診断されている場合を含む)ですか。 | いいえ | はい |
| 2 | 最近3カ月以内に、<br>医師から入院または手術をすすめられたことはありますか。                              | いいえ | はい |
| 3 | 過去2年以内に、<br>入院したことまたは手術を受けたことがありますか。                                  | いいえ | はい |
| 4 | 過去5年以内に、<br>がん(上皮内新生物含む)で医師の治療や投薬を受けたことがありますか。<br>ただし、経過観察のみは除きます。    | いいえ | はい |

1～4に1つでも「はい」がある場合は、個人・引受基準緩和型医療共済に加入できません。

※1 入院とは、医師による治療が必要であり、かつ自宅での治療が困難であると医師が認めた期間において、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

※2 ここでいう病気とは、「花粉症、アレルギー性鼻炎、アトピー性皮膚炎、にきび、虫歯、歯科矯正、水虫、軽度の盲腸、および7日以内で完治した軽度の病気」を除きます。

※3 加入申込日から発効日まで、上記「告知事項」に該当する事由が発生した場合、当該の加入申込は無効の扱いとなります。

事務局使用欄

年 月

## 借家人賠償責任共済 加入承諾書

出版共済会 御中

共済契約者が、下記借戸室貸主(または不動産会社もしくは不動産管理会社)より法律上の損害賠償責任を負った場合に、住宅の契約共済額を限度として、戸室部分の賠償金額を支払う「火災共済の借家人賠償責任共済金」制度へ加入することについて、借戸室貸主(または不動産会社もしくは不動産管理会社)も承諾します。

ついては、共済目的である借戸室が火災等で罹災し、共済契約者または共済契約者の親族が法律上の損害賠償責任を負った場合は、事故発生日時点の住宅の契約額を限度として、借家人賠償責任共済金をお支払ください。

(風水害等共済金・臨時費用・漏水見舞費用・失火見舞費用・修理費用は含まない)

なお、借戸室について他の保険契約等があった場合の、下記取扱いについても承諾しました。

- ① 他の保険契約より、先に出版共済の借家人賠償責任共済金を支払う場合は、契約額または、法律上の損害賠償責任額のいずれか少ない額とする。
- ② 他の保険契約が出版共済より先に保険金などを支払った場合には、法律上の損害賠償責任額から、他の保険契約等が支払った合計金額を差し引いた残額、かつ契約額を限度とする。

### 共済契約内容

|        |    |   |   |   |   |
|--------|----|---|---|---|---|
| 発効日    | 西暦 | 年 | 月 | 1 | 日 |
| 共済会名   |    |   |   |   |   |
| 共済契約者名 |    |   |   |   |   |
| 支払限度額  | 円  |   |   |   |   |

借戸室居住者

住 所

氏 名

㊞

年 月 日

借戸室貸主  
(または不動産会社)  
(不動産管理会社)

住 所

氏 名

㊞

年 月 日



お申し込み・お問い合わせは所属単組の共済会へ



〒113-0033 東京都文京区本郷 4-37-18 いろは本郷ビル2F  
TEL●03-3816-2934 FAX●03-3816-2980



2020.3.1.5.000